

～ 事業場のみなさまへ ～

『トリクロロエチレン』の下水道法排除基準改正について

平成 27 年 10 月 7 日に「下水道法施行令」で規定する『トリクロロエチレン』の下水排除基準が「0.3mg/L 以下」から「0.1 mg/L 以下」に改正されました。

これを受け、このたび、八王子市では、「八王子市下水道条例」で規定する『トリクロロエチレン』の下水排除基準を「下水道法施行令」と同様に改正しました。

改正後の基準は平成 27 年 10 月 21 日から八王子市内の事業場に適用されます。

《改正内容》

トリクロロエチレンの排除基準

従来の下水排除基準 「0.3mg/L 以下」



改正後の下水排除基準 「0.1 mg/L 以下」

(平成 27 年 10 月 21 日から適用)

《猶予期間》

平成 27 年 10 月 21 日時点で、現に特定施設を設置（設置の工事をしているものを含む。）している特定事業場については、平成 27 年 10 月 21 日から 6 箇月間（水質汚濁防止法施行令別表第 3 に掲げる施設を設置している特定事業場については 1 年間（別紙 1 参照））は適用されず、従前の排水基準が適用されます。

《暫定基準》

今回、適用される業種はありません。

〔問合せ先〕

八王子市水循環部水再生課

水質保全担当

TEL 042 (642) 1500

1 適用日程

	設置時期	指定作業場 (環境確保 条例)	※ 詳細 条件	経過 措置	適用時期			
					H27.10.21	環境確保条例 施行日	H28.4.21	H28.10.21
特定施設設 置事業場	既設	全て	I	1年 6か月	0.3mg/L (適用猶予期間)	0.1mg/L (本則基準)		
		該当	-	なし				
	新設	非該当	-	なし				
除害施設設 置事業場	全て		-	なし				

2 詳細条件

区分	条件	経過措置
I 既設※特定事業場 ※施行日時時点で、設置工事がなされて いる施設を含む	(1) 水質汚濁防止法施行令別表第三に掲げる施設(別表1)である 場合	⇒ 1年間
	(2) I-(1)以外の事業場	⇒ 6か月間

別表1 1年間の経過措置が適用される事業場の条件

水質汚濁防止法施行令 別表第三(別表第一の号は、特定施設番号)

号	別表第一の号	
1	1	のうち、鉱業(石炭鉱業並びに石油及び可燃性天然ガス鉱業を除く。)の用に供するイ及びハの施設
2	1	のうち、石炭鉱業の用に供するロ及びハの施設
3	1	のうち、水洗炭業の用に供するロの施設
4	1の2~4	の施設
5	5	のうち、みそ製造業の用に供するロ及びハの施設
6	5	のうち、グルタミン酸ソーダ製造業の用に供するニ、ホ及びヘの施設
7	7	であつて、てんさい糖製造業の用に供するもの
8	8	の施設
9	10	のうち、清酒製造業の用に供するイ、ロ及びニの施設
10	10	のうち、蒸りゆう酒製造業の用に供するイ、ロ及びヘの施設
11	11	のうち、動物系飼料製造業の用に供するイ、ロ、ハ及びニの施設
12	13	の施設
13	14	であつて、でん粉製造業の用に供するもの
14	17	の施設
15	19	のうち、麻紡績業の用に供するハの施設
16	19	のうち、染色整理業の用に供するニ、ホ、ヘ、ト及びチの施設
17	20	の施設
18	23	のうち、パルプ製造業の用に供するロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチの施設
19	23	のうち、紙製造業の用に供するイ及びチの施設
20	23	のうち、湿式繊維板製造業の用に供するハ、ヘ、チ及びヌの施設
21	24	のうち、燐酸質肥料製造業の用に供するイ、ハ及びニの施設
22	27	のうち、チの施設
23	29	の施設
24	30	のうち、エチルアルコール製造業の用に供するイ及びロの施設
25	32	の施設
26	35	の施設
27	42	の施設
28	44	の施設
29	51	のうち、ホの施設
30	52	の施設
31	58	の施設
32	64,64の2	の施設
33	65	であつて、伸線業又はみがき帯鋼、みがき棒鋼若しくは亜鉛鉄板の製造業の用に供するもの
34	66の3~67	の施設
35	68の2	の施設
36	69,69の2	の施設
37	71の2,71の3	の施設
38	74	の施設